

高知大学医学部附属病院骨盤機能センター規則

平成 20 年 6 月 20 日
規 則 第 24 号

最終改正 令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 8 条第 6 項の規定に基づき、骨盤機能センターの運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 骨盤機能センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 排尿・排便機能（以下「排泄機能」という。）に関する検査や研究に関すること。
- (2) 加齢による排泄機能の低下の検査や調査に関すること。
- (3) 各種疾患に伴う排泄機能の低下の検査や調査に関すること。
- (4) 排泄機能障害の診断と治療に関すること。
- (5) 排泄機能障害による社会生活の不利益の調査と調整に関すること。
- (6) 排泄機能障害による Q O L の低下に関する調査と調整に関すること。
- (7) その他下部消化管・下部尿路の診察に関すること。

(運営委員会)

第 3 条 骨盤機能センターの運営に関し必要な事項を審議するため、高知大学医学部附属病院骨盤機能センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、骨盤機能センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 8 日規則第 84 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。